平成２６年（フ）第１３７５号
東京都練馬区豊玉上２丁目15―10―700
破産者　井戸　暎代
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４５０号
東京都渋谷区上原２―43―７　コンフォート上原ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市吉井町１丁目８番８号
破産者　有限会社イフ・グッズ・サービス
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４５１号
東京都渋谷区上原２―43―７　コンフォート上原ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区青葉台４丁目４番５号　目黒青葉台ビル３階
破産者　株式会社モノ・クリエィション
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４５２号
東京都渋谷区上原２―43―７　コンフォート上原ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市吉井町１丁目８番８号
破産者　株式会社オーガニックファクトリー
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３号
千葉県成田市小菅561番地１
破産者　髙野　淳一
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６５号
広島市安佐南区緑井６丁目４番15号
破産者　株式会社クルマヤ
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８号
山形県南陽市川樋10番地の８
破産者　山形タムステクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第９３５号
川崎市高津区溝口２丁目24番24号
破産者　有限会社大国水産
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６６号
横浜市戸塚区前田町1293番地１Ｂ―102
破産者　和向エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８７号
川崎市宮前区東有馬２丁目33番23号
破産者　株式会社美郷建設
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５１号
横浜市保土ケ谷区川島町763番地
破産者　有限会社小島工務店
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７号
三重県四日市市采女町2996番地の４
破産者　有限会社協伸工業所
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第８０８号
宮城県名取市飯野坂３丁目１番20号
破産者　株式会社カツラエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
埼玉県川越市大字砂新田2571番地37
破産者　株式会社壮伸建材
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２６号
三重県伊賀市桐ケ丘３丁目346番地
破産者　株式会社坂口組
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２４号
相模原市南区東林間２丁目15番８号
破産者　山田銘木建材株式会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６９０号
兵庫県三木市大塚１丁目３番59号
破産者　板東金物株式会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９号
長崎県五島市中央町５番地４
破産者　マルイ株式会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第６４号
宮城県東松島市矢本字北浦252番地８
破産者　菅野　純一
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
金沢市高尾台１丁目303番地
破産者　株式会社ベネ・ホーム
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
兵庫県西脇市西脇308番地
破産者　有限会社冨士
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部